

## 秘密保持契約書

宇治茶ブランド拡大協議会（以下「甲」という。）と提供先機関（以下「乙」という。）は、研究成果有体物（名称：気象観測システム観測データ）（以下「本研究成果有体物」という。）の提供に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- 1 甲は、乙の行う〇〇〇〇〇〇研究のために本研究成果有体物を無償で乙に提供する。
- 2 乙は、本研究成果有体物を前条に記載した研究の目的のためにのみ使用するものとし、かつ本研究成果有体物の使用が、日本の法令等に抵触するもの又は公序良俗に反するものであってはならない。
- 3 乙は、甲の事前の書面による同意なしに、本研究成果有体物（本研究成果有体物から得られた成果物、又は本研究成果有体物に変更を加えることによって得られ、かつ本研究成果有体物の主要な要素を備えた成果物を含む。）を第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、本研究成果有体物を用いた研究の成果を論文等で公表する場合には、内容について甲の了解を得るとともに本研究成果有体物が甲から提供されたものであることを明示する。
- 5 本研究成果有体物を用いた研究の成果の所有については、甲及び乙の事前の協議の結果に従うものとする。
- 6 甲は、本研究成果有体物について、随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、かつ本研究成果有体物の維持、管理及び返納に関して必要な指示をすることができる。
- 7 本研究成果有体物の取扱いの結果生じるいかなる事象に関しても、乙は甲に対し一切の損害賠償等を請求しない。
- 8 乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約に基づき甲から提供され又は開示された本研究成果有体物の情報のすべてを秘密にするとともに、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 9 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。
- 10 本契約の有効期間は契約締結日から3年間とするが、本契約期間終了後も5年間は秘密に保持し、甲の事前の書面による承諾のない限り、乙はこれを第三者に開示・漏洩しないものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名又は記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

京都府宇治市宇治折居 25 番 京都府茶協同組合内  
甲 宇治茶ブランド拡大協議会  
会長 森下康弘

印

乙 (所在地)  
(所属)

研究科長 〇〇 〇〇 印